

○香取市地元のもので乾杯を推進する条例

令和5年9月25日

条例第29号

(目的)

第1条 この条例は、香取市地元のもの（市内において製造され、又は生産された農産物等を原材料とする清酒、焼酎、果実酒、ビール、みりんその他の酒類及び牛乳、お茶、ジュース、果汁入り飲料その他の飲料並びにそれに準ずると市民が考えるものをいう。以下同じ。）による乾杯の習慣を広めることにより、香取市地元のものの普及の促進を図り、もって市内産業の活性化に寄与することを目的とする。

(市の役割)

第2条 市は、市民及び事業者（香取市地元のものの製造、販売等の事業を行う者をいう。以下同じ。）と協力し、香取市地元のものの普及の促進に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第3条 事業者は、香取市地元のものの普及の促進に取り組むとともに、市及び他の事業者と相互に協力するよう努めるものとする。

(市民の協力)

第4条 この条例の趣旨に賛同する市民は、市及び事業者が行う香取市地元のものの普及の促進に関する取組に協力するよう努めるものとする。

(市民に対する普及啓発)

第5条 市及び事業者は、香取市地元のものによる乾杯の推進に関し、市民の理解を深めるため、必要な広報その他の啓発活動を行うよう努めるものとする。

(取組に当たっての配慮)

第6条 この条例の運用に当たっては、乾杯に関する個人の嗜好及び意思を尊重するよう配慮するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。